

## <講座名> 民法入門—“損害賠償”のルールを学んでみよう

<所属名・氏名> 企業法学科・竹村壮太郎

### 講義内容

例えば、友達に自分に物を壊されてしまったり、人に怪我をさせられたりした場合、「弁償してほしい！」とか「治療費を払ってほしい！」と思うでしょう。これは道徳的にも当たり前のように思われますが、実はちゃんと法律にルールのある話なのです。法律でいえば、それは、“民法”という法律における、“損害賠償”のお話ということになります。

今回の講義では、そんな民法を取り上げながら、損害賠償をめぐるルールを、皆様と一緒に学んでいきます。日頃耳にはするものの、実際に「弁償する」ということはどのようなルールに則って行われているのか、確認していくこととしましょう。

### プロフィール

東京都出身。2008年に青山学院大学法学部を卒業、その後、上智大学大学院法学研究科に進学し、2016年に小樽商科大学商学部へ赴任いたしました。ずっと東京で暮らしていましたが、今ではすっかり小樽に魅了されています。

専攻は民法、とりわけ、不法行為法と呼ばれる分野です。今回お話する損害賠償のルールも、まさにその不法行為法と呼ばれる分野に属します。（正確にはそれだけではありませんが…。そのあたりは、また本学の講義でお話ししましょう！）。今回の講義では、日頃、研究や講義をするなかで、興味深いなと思ったこと、難しいなと思ったこと、を少しでも皆様にお伝えすることができれば、と考えております。

### 大学・ゼミ紹介

小樽商科大学は商学部のみを有する単科大学ですが、商学、企業法学、社会情報学、経済学、といった多様な学科が用意され、様々な視点から、地域や世界の問題を考えていくことができます。私のゼミでは、今年度は、「講義でも必ず聞かざる重要判例を改めて深掘りしてみること」、をテーマとしています。

### メッセージ

法律は、中学・高校までではあまり学ぶ機会がなく、なんとなく縁遠い、というイメージもあるかもしれませんが、しかしながら、実は法律は常に我々の日常生活を支えています。コンビニでジュースを買う、家に帰って家族と暮らす、というのも、実は法律によって支えられていることなのです。法律を学んでいくと、今まで見ていなかった、日常に張り巡らされた法律のルールが少しは見えてくるはずです。今回の講義でもそんな体験をしていてもらえたら幸いですし、またその先の問題もぜひこの機会に考えていただけたらと思います。

### 参考図書

東大大村ゼミ（大村敦志監修）『ロースクール生と学ぶ 法ってどんなもの？』（岩波書店、2009）。身近な例から、日常生活にいかんにか法律が関わっているか、またその先にどのような問題があるのか、考えていくことができます。法学にご関心のある方は是非ご一読ください。